

## 経営改善計画策定支援事業の計画策定費用の一部補助について

借入金の返済負担等を抱え、経営改善計画策定支援事業を活用し、積極的に経営改善に取り組む信用保証協会付借入のみの中小企業・小規模事業者の皆様への経営改善を支援するため、下記のとおり経営改善計画策定費用の一部について当協会が費用補助を実施します。

### 1. 費用補助金額

『経営改善計画策定費用』の1/6 ただし、上限額は10万円以内です。

なお、『モニタリング費用』については、補助の対象にはなりませんのでご注意ください。

### 2. 取扱期間

平成26年10月1日から平成27年3月31日までに経営改善支援センターへ申請受付されたものとします。

※ 信用保証協会付借入のみであること等、一定の要件があります。

対象となる場合は、当協会から『経営改善計画策定支援事業に係る費用補助のお知らせ』を送付させていただきます。

### 【担当窓口】

 広島県信用保証協会 経営支援課  
HIROSHIMA GUARANTEE

TEL 082-222-8406